

水道とくらし

No.
31平成 26 年 6 月 1 日発行 / 発行所: 蕨市水道部 (蕨市中央 2 丁目 10 番 6 号) 048-431-3507
E-mail: suidou@city.warabi.saitama.jp HP: <http://www.city.warabi.saitama.jp/>

お近くの応急給水拠点を確認しておきましょう



応急給水器具



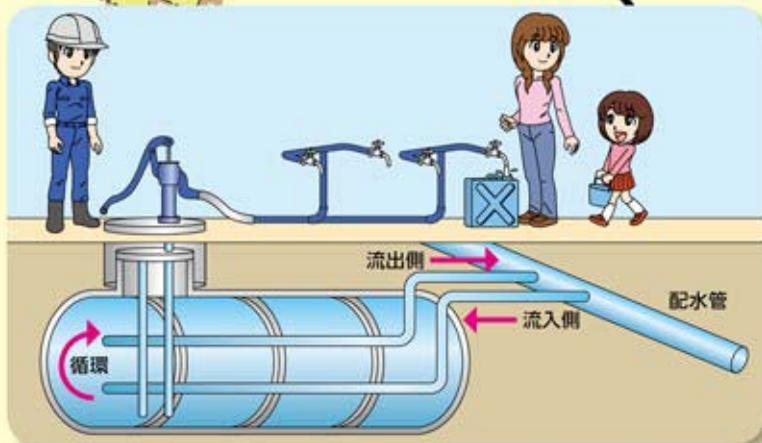
加圧式給水車



給水タンク



給水用ボリ袋



○応急給水拠点

市民のみなさんが集まる避難場所などへ応急給水するため、浄水場と耐震性貯水槽を応急給水拠点として整備しています。

地震等の災害時に水道施設が被害を受けた場合、復旧するまでの期間はこれらの応急給水拠点で水をお配りしますので震災時避難場所とともに、ご自宅にいちばん近い応急給水拠点を確認しておきましょう。

○応急給水訓練

災害発生時等での断水を想定して、市民のみなさんに安定的に水を供給できるよう、耐震性貯水槽での応急給水方法、応急給水資機材の取り扱いなどを知っていただくために、応急給水訓練を行っています。



○耐震性貯水槽

災害時に備えて、生命維持に必要な一人1日3リットルを基準水量として、2日間程度の容量の耐震性貯水槽を、上の図のように市内各所（錦町、北町、中央、南町、塚越）に設置しています。

貯水槽の水は、常に新鮮な水を確保するために、配水管との間を循環する仕組みになっています。

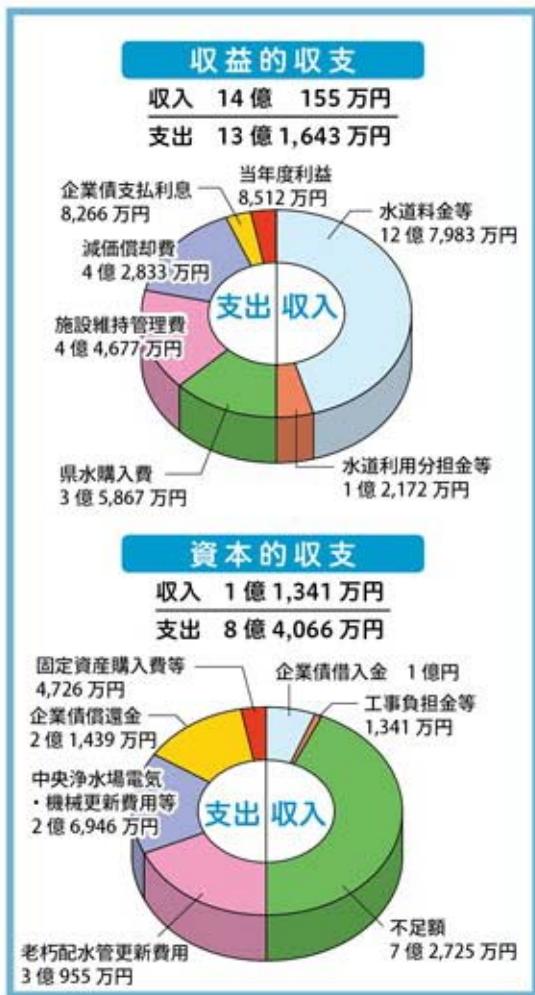
■平成26年度水道事業予算のあらまし

安全な水道水を安心し

てご利用いただくための平成26年度予算は、左の図のようになりました。

収益的収支とは、皆さんからお支払いいただく水道料金を中心とした収入と、水道水を作りみなさんのご家庭に送るための費用です。主な費用は、

水道水の原水（県水）を購入する経費、浄水場や配水管の維持管理に要する経費、固定資産の減価償却費などです。



【業務の予定量】

The diagram illustrates the breakdown of water supply volumes across different departments:

- 給水戸数 (Number of Water Supply Households):** 3万5700戸 (35,700 households)
- 年間総給水量 (Annual Total Water Supply Volume):** 802万7170m³ (802 million 71,700 cubic meters)
- 1日平均給水量 (Average Daily Water Supply Volume):** 2万1992m³ (21,992 cubic meters)
- 主要な建設改良事業 (Major Construction and Improvement Projects):** 水源設備改良事業 (Source Equipment Improvement Project)
- 配水設備改良事業 (Water Distribution Equipment Improvement Project):** 792万円 (7.92 million yen)
- 施設改良事業 (Facility Improvement Project):** 3億48万円 (34.8 million yen)
- 【職員数】 (Number of Staff):**
 - 部長 1人 (1 Director)
 - 業務課 6人 (6 Business Department Staff)
 - 維持管理課 7人 (7 Maintenance Management Department Staff)



●鉛製給水管の問題点
鉛製給水管は、長時間
使用していないと、水
道水に微量の鉛が溶け
出することがあります。

■鉛製給水管取替工事助成金制度

**水をより安心して飲んできたために
鉛製給水管の取り替えをご検討ください！**

●鉛製給水管について

ら、水道メータ前後に
使用されてきましたが、

また、古くなると劣化してろくなり、漏水の発生原因にもなります。

鉛製給水管が使用されているかどうか確認されたい場合は、維持管理課へお問い合わせください。

腐食等による漏水が多いことから蕨市水道部では、昭和60年7月に

使用を全面的に禁止しました。

かつ 長時 せん 及ぼ ただ

たちに健康に影響を及ぼすものではあります。が、朝一番など、馬鹿間に水道水を使わなきゃいけない場合は、給水管の

● 鉛製給水管取替工事

以外にお使いになることをお勧めしています。

お客様の費用負担
を軽減するためには

●鉛製給水管の使用状況

昭和60年7月以前に建築された建物や、それ以後に建築した場合であっても、古い給水管を引き継ぎ使用している場合、鉛製給水管を使用している可能性があります。ご家庭に

25,000円を上限とし工事費（消費税を除く）の2分の1を助成する制度です。ただし新築に伴う工事は、助成の対象になりません。工事等についてはお近くの蕨市指定給付装置工事事業者にご相談ください。

平成26年度は自家発電設備の更新

さらに自動水質監視装置の設置

■自家発電設備の更新

平成24年度から4か年
計画で行つてある中央浄水

設備の更新により、災害時でもライフラインである水の安定的な給水が可能となります。

耐用年数の経過した「自家発電装置」(写真①)の更新を実施します。

自家発電装置とは、停電時でも浄水場の機器に電力を供給し、配水できるようとする非常用電源設備です。老朽化した同

①自家発電装置イメージ



②自動水質監視装置イメージ



②自動水質監視装置イメージ

■自動水質監視装置の新設

の施設状況・配水状況を行つてはいるほか、定期検査を毎日実施するなど、水質管理に努めています。

今回、わらびりんご公園内に自動水質監視装置を新設することにより、安心な給水の更なる徹底を図ることができます。

この装置は、水質の基本
項目(色・濁り・残留塩素)

この装置は、水質の基本項目(色・濁り・残留塩素)の検査に加え、水圧測定を全自动で行うことができ、送水末端地点でも定期的な監視が可能です。

この装置は、水質の基本項目(色・濁り・残留塩素)の検査に加え、水圧測定を全自动で行うことができ、送水末端地点でも定期的な監視が可能です。

この装置は、水質の基本項目(色・濁り・残留塩素)の検査に加え、水圧測定を全自動で行うことができ、送水末端地点でも定期的な監視が可能です。

平成25年8月浄水全項目水質検査結果表

蕨市の水道水源の約70%は埼玉県企業局から購入(受水)している「県水」で、約30%が市内9か所の深井戸から汲み上げている地下水です。「県水」は、県の浄水場で飲料水としての安全性が確認された水を受水しています。特に、放射線物質の検査では、大久保浄水場が国から委託されていることもあります。厳しい検査が行われています。下表は、水道法に基づいて昨年8月に実施した水質検査の結果です。北町5丁目(サンクチュアリ)と塚越7丁目(あづま公園)で検査したうち、数値の高い方の結果を掲載していますが、いずれも国の基準を大きく下回る安全な水となっていますので、引き続き安心してご利用ください。

備考 1. 記号「へ」は、「未満」を表しています。 2. 平成26年度から「亜硝酸態窒素」が追加となります。

災害に備えて 水道水のくみ置きを

私たちが生命を維持するために必要な水の量は、成人で1日2リットル～2.5リットル(飲み水としては1.0～1.5リットル)といわれていますので、日ごろからいざという時に備えて、**1人当たり3リットル**ほどの水道水を各家庭で備蓄していただくようにお願いいたします。

- 容器は、密閉できる容器でよく洗ってからご使用下さい。
- 水道水は、容器の口元までいっぱいに入れ、空気に触れないようにしましょう。
- 保存場所は、冷暗所を選んでください。
- 保存期間は、3日間を目安にその都度くみ替えましょう。
- 浄水器には、塩素を除去するものがありますので、保存する場合は浄水器を使用しない蛇口から注いで下さい。

お問い合わせ

- 水道料金に関すること
- 検針や使用開始・休止

に関すること

業務課料金係

048(432)5329

- 漏水に関すること
- 水道工事、メータ交換に関すること
- 赤水や水質に関すること
- 指定給水装置工事事業者に関すること

維持管理課

048(432)2217

蕨市水道部

蕨市中央2-10-6

048-431-3507

suidou@city.warabi.saitama.jp

悪質な訪問販売に ご注意ください

お客様のご依頼のない限り、訪問による水質・配管・水圧調査や給水管の修繕・取替などは、行っておりません。水道部職員、委託業者は必ず蕨市発行の身分証明書を持っています。お問い合わせは維持管理課へ

こんな時には 必ずお知らせください

水道を使用開始するときや使用中止するとき、市内で住所が変更になるとき、使用者または所有者の名義が変わるときなど。水道部窓口の他、電話や電子申請でも手続きができます。名義変更の場合は、申請書のご提出が必要です。業務課料金係へお気軽にご相談ください。

貯水槽水道(受水槽) 検査・清掃のお願い

水道法により簡易専用水道(受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるもの)の設置者は常に安全で衛生的な飲み水を確保していくために、水道法に規定された管理が義務づけられています。

また、水道法の改正により、小規模貯水槽水道(受水槽の有効容量が10立方メートル以下のもの)の設置者にも、1年以内ごとに1回定期的に清掃、点検や水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無の検査等をすることが望ましいとされました。

簡易専用水道の清掃には、専門的な知識・技術が必要となります。建築物衛生法に基づいて知事の登録を受けた清掃業者がおりますので、詳しくは、維持管理課へ

水道料金等のお支払は便利な口座振替で

水道料金等は、金融機関の口座から請求月の翌月の7日に自動的に納められる口座振替が便利です。申し込みは、通帳と通帳印、納入通知書を持って、口座がある金融機関の窓口へお出かけいただき、「水道使用開始申込書(はがき)」に必要事項を記入してポストへ投函してください。

納入通知書により、コンビニでのお支払いもできます。お問い合わせは業務課料金係へ

宅地内漏水の発見方法

- ①宅地内の蛇口をすべて閉めてください。
- ②メータボックスのふたを開け、メータ内のパイロットを見てください。
- ③パイロットが回転していると、漏水の可能性があります。

*漏水の量によって、回転する速さが違います。

漏水が確認されたら…

- ◆指定給水装置工事事業者に依頼し、修理してください。費用はお客様の負担となります。
- ◆工事事業者などでご不明な点がございましたら維持管理課にご相談ください。

